

よくあるお問い合わせとその回答

学校選択制関係

お問い合わせ	回 答
No.1 双子で通学区域外の学校を希望しているが、同じ学校へ入学することはできるのか？	同じ学校への入学を希望される場合は、学校選択制希望調査票の「◆確認事項 双子等の氏名」欄に兄弟姉妹の氏名を記入してください。 なお、抽選となった場合は、1組として抽選を行います。
No.2 通学区域外の学校を希望する場合、通学路の安全確保についてはどうするのか？	小・中学校とも、通学は原則として徒歩となり、自転車の利用は禁止です。保護者の方の責任において、通学の距離等通学の負担や安全面を考慮したうえで、学校を選択してください。 なお、児童生徒の状況によっては、学校と相談のうえ、例外的に公共交通機関の利用が認められる場合もありますが、その通学に要する費用は、保護者の方の負担となります。
No.3 学校選択制を利用して弟妹が通学区域校以外の学校に入学する場合、現在通学区域校に通学している兄姉も同じ学校に就学させたいが可能か？	学校選択制を利用できるのは1回だけです。弟妹が通学区域校以外の学校に入学しても、兄姉が同じ学校に就学することはできません。

学校選択制希望調査票関係

お問い合わせ	回 答
No.1 学校選択制希望調査票を提出しなかった場合（提出期限を過ぎてしまった場合）どうなるのか？	提出期限までに学校選択制希望調査票のご提出がない場合、通学区域の学校を選択したものとみなします。 もしも、通学区域の学校以外の学校を希望する場合は、希望変更受付期間中に希望変更の手続きをしてください。希望変更受付期間を過ぎてからの変更はできません。
No.2 居住地の通学区域（校区）の学校に入学を希望しているが、学校選択制希望調査票は必ず提出しなければならないのか？	全員にご提出していただくことを原則としていますので、 「1 通学区域の学校への就学を希望する。」に○印をつけてご提出ください。
No.3 第2希望校まで必ず選択しなければならないのか？	第2希望の学校がない場合は、記載しなくても構いません。 第2希望の記載があると、第1希望校の抽選で選ばれなかった場合に第2希望校の抽選へと進み、そこで入学が決定すると第1希望校の補欠登録はできませんのでご注意ください。
No.4 支援学校就学予定、もしくは私立小・中学校を受験するが、学校選択制希望調査票を提出しないといけないのか？	支援学校へ就学予定、もしくは私立小・中学校を受験する方についても、何らかのご事情により市立小・中学校に入学することとなった場合のために希望内容をご記入いただき提出していただく必要があります。 また、「◆確認事項」の「下記の学校へ就学する予定（希望）のある方は、該当する数字に○をつけてください。」の1もしくは2をお選び下さい。 提出されない場合は、通学区域の学校を選択したものとみなします。
No.5 施設一体型小中一貫校への就学を希望しているが、別の手続きが必要なのか？	学校選択制希望調査票を提出していただければ結構です。 その際、校区外の施設一体型小中一貫校への就学を希望される方は、必ず第1希望校欄に希望する施設一体型小中一貫校の小・中学校名を記入してください。

転居関係

お問い合わせ	回 答
No.1 3月末までに西成区外（大阪市内）へ転居するが、どのような手続きが必要か？	基本的に西成区では、就学の手続きは必要ありません。就学手続きについては、原則転出先の就学担当で行っていただく必要がありますので、お早めに転出先の就学担当にご相談ください。
No.2 3月末までに西成区内で転居するが、どのような手続きが必要か？	転居先の住所により、優先校（通学区域校）や選択可能校が変更となる場合があります。また、転居の時期や希望する学校によっても手続きが異なりますので、具体的な内容については、区役所にご相談ください。
No.3 学校に入学後（4月以降）、区内での転居を予定しているが、学校はどうなるのか？	学校選択制により学校を選択できるのは入学時の1回だけです。転居後の居住地の校区の学校が就学指定校になります。ただし、場合によっては就学指定校を変更できる場合がありますので、具体的な内容については、区役所にご相談ください。

その他

お問い合わせ	回 答
No.1 第1希望校の就学通知が届いたが、通学区域の学校に変更することは可能か？	就学通知が届いた後は、指定校変更の基準に該当する等特段の理由がない限り変更できません。 学校選択制希望調査票を提出する際は、お子様やご家族でよく話し合って提出してください。
No.2 国立・私立に合格し入学が決定した場合に手続きは必要ですか。	届出が必要です。国立・私立学校から発行される「入学許可証」をもって、西成区役所窓口サービス課（住民情報）へお越しいただき「指定学校外就学届」を提出していただきます。
No.3 他区の学校の方が自宅から近いが、選択することは可能か？ また他区の居住者が、西成区の学校を選択することは可能か？	大阪市の学校選択制は、通学区域校もしくは居住する区内の選択可能校から選択いただく制度です。 西成区では、一部、阿倍野区内の小中学校を指定校として定めている住所地がありますが、その住所地にお住まいの方は、居住地が西成区であるため、阿倍野区の通学区域校と区内の選択可能校から選択することが可能です。また、他区在住の方は、施設一体型小中一貫校を除き、西成区内の学校を選択することは出来ません。

区基準の指定校変更（通学の距離）

お問い合わせ	回 答
No.1 通学区域校よりも通学の距離が近くなる学校（西成区内に限る）への就学を希望しているが、区基準の指定校変更（通学の距離）で申し込めば必ず就学できるのか？	区基準の指定校変更は、学校選択制・小中一貫校の就学手続き後に、なおかつ各学校の受入枠がある場合に限られますので、希望すれば必ず就学できるものではありません。 また、区基準の指定校変更の募集は、前述のとおり学校選択制・小中一貫校の就学手続き後となりますので、まずは学校選択制・小中一貫校の応募を行っていただく必要があります。
No.2 区基準の指定校変更を利用して弟妹が通学区域校以外の学校に就学する場合、現在通学区域校に通学している兄姉も同じ学校に就学させたいが可能か？	区基準の指定校変更により通学区域校以外の学校に就学する場合、他の兄弟姉妹がそれを理由として指定校を変更することはできません。